

沖縄の特区・地域税制活用情報 vol.02

平成 29 年 9 月 21 日
沖縄税理士会沖縄特区・地域税制 Q&A 制作 PT 発

法人事業税課税免除申請手続

法人事業税課税免除申請フローチャート（別紙1）

- 沖縄県HP→暮らし・環境→税金→事業概要・制度概要→課税免除について
→法人事業税PDF

法人事業税課税免除申請書・附表（別紙2、3 記載例参照）

- 沖縄県HP→暮らし・環境→沖縄県法規集→第5編財務第1節県税→
県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則→様式第3号様式
- 沖縄県HP→暮らし・環境→税金→様式のダウンロード→法人県民税、法人事業税
→届出・申請に関する様式 →PDF (4) 法人事業税課税免除申請書
(県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則第3号様式)

- ※ 上記いずれかのサイトで入手できますが、「**沖縄県法規集**」が常に最新版を掲載しています。
- ※ 法人道府県民税・事業税・地方法人特別税→附表→申請書の順で作成して下さい。
- ※ 実際の記載の場合には、必ず根拠法令等をご確認下さい。

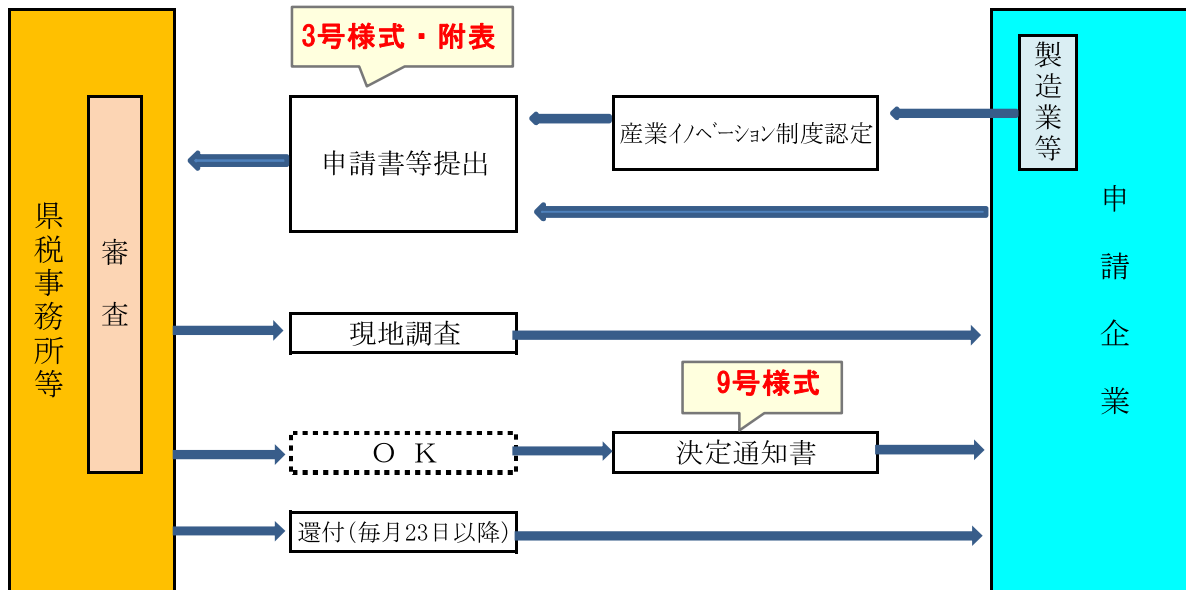
根拠法令等

- 県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則 3③（従業者の数、所得の算定）
- 地方税法72の48④～⑥、⑪、⑫、72の54②（事業税の分割基準、所得の算定の例）
- 地方税法施行規則6の2の2①（課税標準額の総額の分割基準である従業者及び固定資産の価額の定義等）
- 地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）9の1、9の2

沖縄の特区・地域税制活用情報については、
沖縄税理士会ホームページに「Q&A」等の
関連情報を掲載しています。
また、沖縄県産業振興公社「ワンストップ相談
窓口」098-894-6377（毎週火・金 9時～17時）
は、税理士が担当しています。
お気軽にお問い合わせ下さい。

以上

法人事業税課税免除申請フローチャート



- ① 以下の書類を提出してください。
 - 法人事業税の課税免除申請書(第3号様式)及び課税免除申請書書の明細書(附表)
 - 従業員名簿及び従業員配置図
 - 設備の仕様書その他これに類する書類の写し
 - 法人税申告書(別表一(一)、青色申告と明記されているもの)の写し
 - 国税における優遇措置の適用がある場合、法人税額の特別控除等に関する明細書又は特別償却の附表の写し
 - 産業高度化・事業革新促進地域においては産業高度化・事業革新措置実施計画の認定書の写し
- ② 提出期限
確定申告書の申告納付期限
- ③ 免除対象期間
設備等を事業に供した日の属する事業年度から5年度経過するまでに終了する事業年度
毎年申請必要
- ④ 課税免除額等の算定の考え方
税額の全額が免除になるわけではなく、新設・増設した設備のうち直接事業の用に供する部分が対象

<div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">従業員100人</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: yellow; padding: 5px;">本社30人</div> <div style="background-color: yellow; padding: 5px;">営業・販売10人</div> </div> <p style="text-align: center;">直接設備に携わる 従業員60人</p> </div>	<p>左のような従業員の配置である場合、課税標準の所得金額を100分の60で按分して課税免除額を算出します。</p>
--	--

具体例
 本社那覇市(非分割法人)の製造業で青色申告法人
 (物流特区の事業認定・特別事業認定等及び産業イノベ地域の計画認定は受けていない)
 事業所: 期中10月に事業所を新設し、附表2のラインの機械装置を設置した。
 所得金額: 15,000千円
 事業年度: 平成29年4月1日～平成30年3月31日
 設備投資: 那覇市内の事業所に機械及び装置を設備投資した。
 附表1のラインの機械装置 11,000千円(H29.7.1)
 附表2のラインの機械装置 12,000千円(H29.10.1)

第3号様式

年 月 日

説明会配付資料2

沖縄県 県税事務所長 殿
 事 務 所 長

別紙2

申請者

所在地

名称

代表者氏名

印

法人事業税課税免除申請書

県税の課税免除等の特例に関する条例第13条の規定に基づき、下記のとおり法人の事業税の課税免除を申請します。

記

対象地域	(地域名) 国際物流拠点 産業集積地域	(市町村名) 那覇市	対象事業	製造業			
事業年度		平成29年4月1日から平成30年3月31日まで					
区 分	県内分		左のうち課税免除分				
	課税標準額 (円)	税率	税額(円)	課税標準額 (円)			
所得 金 額	年400万円以下の金額 (1)	4,000,000	3.4	136,000	1,112,000	3.4	37,900
	年400万円を超え年800 万円以下の金額 (2)	4,000,000	5.1	204,000	1,112,000	5.1	56,800
	年800万円を超える金額 (3)	7,000,000	6.7	469,000	1,945,000	6.7	130,400
	合計(1)+(2)+(3) (4)	15,000,000		809,000	4,169,000		225,100
収入金額 (5)							
合計事業税額 (4)+(5)			809,000				225,100
課税免除に係る課税標準額 の算出に必要な基礎数値	従業者数 人	固定資産の価額 円	従業者数 人	固定資産の価額 円			
新設 又は 増設 した 設備 等	特別償却に関する明細書を提出 した税務官署名及び提出年月日	年 月 日		法人税申告書提出年月日			
	新設し、又は増設した場所	那覇市●●、那覇市●●					
	新設し、又は増設した年月日	平成29年7月1日、10月1日					
	事業の用に供した年月日	平成29年7月1日、10月1日					
	有形減価償却資産の合計額	23,000,000 円					
	増加雇用者数	2 人					

附表
(A)-(B)

法人事業税申告書
及び附表(A)
転記

(百円未満切り上げ)

法人税申告書提出年月日

期末従業者数(18)-
設備投資前従業者数
(7+9)

注 1 この申請書を提出するときは、県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則
第5条第2項第2号及び第5号に掲げる書類を添付する必要があること。
2 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。

付表		法人名			
法人事業税課税免除申請書(第3号様式)の明細書					
新設又は増設した設備等を事業の用に供した日		平成29年7月1日、10月1日			
国税における優遇措置に関する状況 (租税特別措置法の適用)	第42条の9第1項(法人税額の特別控除)の適用の有無	有・無			
	第45条第1項(特別償却)の適用の有無	有・無			
	第52条の3(準備金方式による特別償却)の適用の有無	有・無			
	第60条(認定法人の所得の特別控除)の適用の有無	有・無			
(その他・適用を受けない理由等) 青色欠損金があるため、国税の控除が受けられなかったため					
新設又は増設した設備等の取得価額について		設備等の種類	取得価額(円)		
課税免除の対象となる事業の用に供する一の設備等であって、これを構成する減価償却資産(法人税法施行令第13条第1号から第7号に掲げるものに限る。)の取得価額		建物及びその附属設備			
		構築物			
		機械及び装置	23,000,000		
		車両及び運搬具			
		工具、器具及び備品			
		計	23,000,000		
各事務所等における従業員数	区分1	平成29年4月1日から平成30年3月31日	分割基準適用後の年度末の数値		
		4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 計			
	1	新設又は増設した設備に直接従事する人数		3 ①	
		上記以外の従業員数	9 9 9 9 9 9 9 8 8 8 7 7 94	7 ②	
	2	新設又は増設した設備に直接従事する人数		2 ③	
		上記以外の従業員数	7 7 7 7 7 7 4 3 3 4 4 4 64	6 ④	
	法人が県内に有する事業所等に従事する従業員で上記の欄に掲げる者以外の数			(a)	
		課税免除の基礎となる数値	①+③+... (上記の奇数番号欄の合計数) ①+②+③+④+...+(a) (上記の総合計)	5 (イ) 18 (ロ)	
	所得金額の計算	区分	県内課税標準額(円) ①	(イ)/(ロ) 課税免除に係る分(円) ②	免除後の課税標準額(円) ①-②
		年400万円以下の金額	(1,000円未満切り捨て) 4,000,000	(分数表示) 5/18	1,111,111
年400万円を超え年800万円以下の金額		4,000,000 (A)	5/18	1,111,111	2,888,000 (B)
年800万円を超える金額		7,000,000	5/18	1,944,444	5,055,000
合計	15,000,000		4,166,667	10,831,000	

注 1 この明細書は、法人事業税の課税免除申請の際、法人事業税課税免除申請書(第3号様式)と併せて提出してください。
2 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。

県民税・事業税・地方法人特別税の申告書(第六号様式)

		摘要	課税標準	税率	税額
(事業税)	所得割	所得金額総額 ⑳			
		年400万円以下の金額 ㉑	4,000,000	3.4	136,000
		年400万円を超え年800万円以下の金額 ㉒	4,000,000	5.1	204,000
		年800万円を超える金額 ㉓	7,000,000	6.7	469,000
	計 ㉔ + ㉕ + ㉖	⑳	15,000,000		809,000

(物流特区ラインごとに判定)
11,000千円 >
10,000千円 ∴適用
12,000千円 >
10,000千円 ∴適用

分割法人の場合、確定申告の分割基準数値と一致させる

著しい変動(最大値>最小値×2)がない場合は期末人数

①5>2×2 ∴調整計算要 31÷12=2.58→3

②9<7×2 ∴期末人数

③期中に新設の場合 3(期末人数)×6月/12月 =1.5→2

④7>3×2 ∴調整計算要 64÷12=5.33→6

※期中新設の場合でも、著しい変動があった場合は調整計算を優先する

●事業計画又はラインごとに区分
●3以上ある場合は、別紙添付
●従業員は、役員、非常勤も含む
●従業員はいずれか一の事に属するもの重複計算しない